

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策関連
R7補正予算・R8当初予算について

内数等切り分け困難な関連予算がある場合は「*」としている。

総合的対応策番号	総合的対応策実施内容	R7補正予算 【単位:千円】	R8当初予算 【単位:千円】	本予算事業が関連する 他の施策番号	左記の予算 に係る省庁
Ⅱ 国民の安全・安心のための取組					
第1既存のルールへの遵守、各種制度の適正化に向けた取組					
1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて					
(1) 出入国管理DXの推進を含む出入国管理の適正化					
1	・ 電子渡航認証制度(JESTA)に係る制度設計やシステム要件定義等を行うとともに、税関・入管手続に必要な情報を電子的に提供させる共同キオスク(入国・帰国する者が自分で操作する自立式の情報端末)や円滑な帰国のためのウォークスルーゲートを導入した。 [法務省、財務省]《施策番号1》	0	*		法務省・財務省
3	・ JESTAについて、政府においても当初令和12年までに導入予定であったものを前倒しした経緯を踏まえ、導入・運用開始に向けたシステム開発を速やかに行い、令和10年度中にJESTAを着実に導入する。 [法務省]《施策番号3》	7,834,061	4,399,894	1、4、56、66	法務省
(2) 在留管理の一層の適正化					
ア 在留資格の審査の厳正な運用					
① 在留管理DXの推進等					
5	・ 法令整備及び関係機関との必要な調整等を講じて、公共サービスメッシュを活用した、マイナンバーによる関係機関間の情報連携によって出入国在留管理庁が関係機関から情報を直接取得する仕組みを構築し、提出資料の省略による在留資格手続の利便性の向上及び正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を実現するための準備を進めるとともに、外国人の税・社会保険料等の情報共有・連携に関して、全ての在留資格の在留申請における提出資料に社会保険に関する法令の規定を遵守していることを証する文書等の規定を出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号。以下「入管法施行規則」という。)に追加した。 [法務省、デジタル庁]《施策番号5》	4,347,525	417,674	6、7、8、9、116、117	法務省
		*	0		デジタル庁
② 在留カード等とマイナンバーカードの原則一体化					
11	・ 特定在留カード等の運用開始に向け、システムの整備等の準備を進めている。 [総務省、法務省、デジタル庁]《施策番号11》	2,291,159	3,005,576	12	法務省
		*	*		総務省
イ 在留資格等の在り方・帰化の厳格化の検討					
① 特定技能制度及び育成就労制度による適正な受入れ					
15	・ 特定技能制度及び育成就労制度における受入れ対象分野や受入れ見込数、育成就労制度における転籍制限期間等を定める分野別運用方針について検討している。 関係省令等を踏まえた運用要領の整備や令和8年度から開始する監理支援機関の許可、育成就労計画の認定に係る施行日前申請に向けた準備をしている。 [法務省、厚生労働省、警察庁、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省]《施策番号15》	29,700	0	16、19、319、322	国土交通省
16	・ 上記 i (注 現状と問題点)に記載した観点を十分踏まえた上で、特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針を速やかに策定する。 育成就労制度の関係省令や運用要領等の周知・広報を徹底するなどして、令和8年度からの施行日前申請、令和9年度からの施行に向けて円滑に運用開始できるよう必要な準備を着実に進める。 [法務省、厚生労働省、警察庁、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省]《施策番号16》	42,148	19,167	19	環境省
19	・ 育成就労制度の運用開始に向け、施行日前申請に適切に対応できるよう、着実に準備を進めるとともに、外国人育成就労機構において、育成就労外国人等の支援・保護業務や相談援助業務を適切に行える体制を確保する。 ・ また、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号。以下「日本語教育機関認定法」という。)の仕組みも活用して日本語教育の質の向上が図られるよう取り組む。具体的には、原則として認定日本語教育機関の「就労のための課程」において実施される育成就労外国人に対する日本語講習の適正な実施を図るための取組を進めるとともに、受入れ企業が日本語能力の向上を図るようインセンティブ方策等を検討する。 ・ 加えて、国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)を着実に実施するとともに、日本語教材の開発、現地日本語教師の育成のための日本語専門家等の各国への派遣、日本語教材購入助成等の支援の実施等、来日前における日本語学習支援の実施等の取組を進める。 ・ 育成就労制度の運用に当たり、人手不足の地域で人材確保が適切に行われ、地域経済の活性化等に資するよう、地域産業政策の観点から、地域協議会の設置及び活用や、地方公共団体の地域協議会への積極的な関与を促しつつ、受入れ環境の整備等を進めるとともに、地方の受入れ機関に対する配慮施策を着実に実施する。 ・ 特定技能制度及び育成就労制度の受入れ対象分野における更なる生産性向上による省人化の取組や国内人材確保の取組を推進する。 ・ また、外国人の受入れ状況や転籍状況等を継続的かつ的確に把握した上で、受入れの停止や受入れ見込数の再設定等の対応を不断に検討する。 [法務省、厚生労働省、警察庁、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省]《施策番号19》	1,100,631	277,983	34、35、36、253、361	法務省
		119,850	*	15、16、82、148、253、324、327、328、329、330、333	厚生労働省
② 在留資格「経営・管理」に係る適正化					
③ 在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る適正化					
④ 在留資格「留学」に係る適正化					
⑤ 在留資格「永住者」の在り方の検討					
⑥ 帰化の厳格化の検討					
⑦ その他の在留資格の在り方等					
42	・ 地方出入国在留管理官署における在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請などの在留申請について、標準処理期間内の処理を励行する。特に、永住許可申請や一部の在留期間更新許可申請について、標準処理期間を超えて審査処理に時間を要しており、引き続き、審査の迅速化に資する取組を進め、更なる処理期間の短縮を図る。 [法務省]《施策番号42》	10,095	4,080		法務省

内数等切り分け困難な関連予算がある場合は「*」としている。

総合的対応策施策番号	総合的対応策施策内容	R7補正予算 【単位:千円】	R8当初予算 【単位:千円】	本予算事業が関連する 他の施策番号	左記の予算 に係る省庁
(3)不法滞在者ゼロプランの強力な推進等					
ア 不法滞在者ゼロプランの強力な推進等					
54	・ 送還忌避者の自発的な帰国を促進するため、令和5年改正入管法により対象者の範囲が拡大された出国命令制度や新設された上陸拒否期間短縮制度についてホームページ等により社会一般に対して周知し、退去強制手続中の者に積極的な活用を促すとともに国際移住機関(IOM)による自主的帰国及び社会復帰支援プログラムの活用を促進している。 〔法務省〕《施策番号54》	0	22,213		法務省
55	・ 被仮放免者が仮放免の条件に違反していないかなどの動静監視に注力し、その上で、条件違反者については収容するなど厳格な対応をしていくことで、不法就労の抑止を図っている。さらに、出入国在留管理庁と警察が協力して、被仮放免者の不法就労及び雇用主の不法就労助長を積極的に摘発し、不法就労者の稼働先を減らすことにより、不法就労の防止に取り組んでいる。 〔法務省、警察庁〕《施策番号55》	0	84,243		法務省
		0	58,792	70、78、80	警察庁
59	・ 難民等認定申請の早期かつ迅速な処理体制を整備し、その体制強化に努める。 〔法務省〕《施策番号59》	0	83,689	62、63	法務省
64	・ 退去強制が確定した外国人のうち、令和5年改正入管法により、いわゆる送還停止効の例外として送還可能となった者や重大犯罪者などを中心に、計画的かつ確実に護送官付き国費送還を強力に促進することで、新たな送還忌避者の発生を抑止する。また、送還忌避者の傾向や効果的な送還手法等について分析・検証を行いつつ、事案に応じた形態(護送官を付した個別送還、小規模の集団送還及び保安要員を付しての送還等)により送還を一層充実させ、不法滞在者ゼロを理念として、まずは当面の目標として、令和9年までに護送官付き国費送還の件数を令和6年の249人から倍増させることなどにより、退去強制が確定した外国人を令和12年末までに半減させることを目指す。 〔法務省〕《施策番号64》	117,527	711,933	52、60、65	法務省
66	・ 出入国在留管理庁において、主要国の水準や応益的要素等を考慮して在留関係手数料の在り方を見直して引上げを実施することや出入国管理システムの改修などにより、増加する外国人の適正かつ円滑な受入れ、共生社会の実現に向けた受入れ環境整備など、外国人との秩序ある共生社会の推進に向けた取組を強化するとともに、必要な人的・物的体制の整備を図る。また、入管DXの一環としてのJESTAの令和10年度中の導入を目指し、外国人の入国から出国までの各種情報の一元的管理の実現を目指した上でのデジタル技術の活用や、その他必要な人員の確保などにより、在留審査の迅速化、在留状況や受入れ環境について適時適切な把握による在留管理の高度化及び在留支援の充実化を進めつつ、不法滞在者の一層の縮減を図る。 〔法務省〕《施策番号66》	0	4,337,853		法務省
イ 不法就労対策の強力な推進等					
①偽変造在留カード対策や不法就労を助長する者の取締りの強化等					
70	・ 地方出入国在留管理官署は、SNS等を利用した不法就労先の斡旋、偽変造在留カードの売買等、退去強制事由に該当する情報や外国人雇用状況届出情報等をもとに、入管DXの一環としてAI等を活用したデータ分析を行うなど、情報の収集・分析機能の強化の検討を進め、不法滞在者等の取締りに活用する。また、警察や都道府県労働局等の関係機関との協力関係を強化し、緊密な情報共有を行うとともに、警察と合同で、不法就労助長者を含めた入管法違反者に係る摘発を積極的に行うなど、効果的かつ効率的な摘発の推進に努める。さらに、不法就労等の防止、不法滞在者の地方出入国在留管理官署への自主的な出頭の促進等に向けた広報・啓発活動及び指導を積極的に実施する。加えて、地方出入国在留管理官署は、不法就労助長者については、刑事処分の内容にかかわらず、警察等から情報提供を受けるなどして積極的に退去強制手続を執ることとする。 〔法務省、警察庁、厚生労働省〕《施策番号70》	0	641,820	19	法務省
		0	375,070	55、78、80	警察庁
71	・ 在留カード等読取アプリケーション及び失効情報照会の普及を促進するとともに、これらの連携を含めた機能の充実等、不法就労対策及び偽変造在留カード対策を推進する。 〔法務省〕《施策番号71》	89,760	0		法務省
②外国人雇用状況届出制度の運用改善					
ウ 外国人犯罪への適切な対応					
77	・ 外国人による組織的窃盗等の違法行為に関し、国内関係機関が緊密に連携するとともに外国捜査機関等との連携を強化し、厳正な取締りを推進している。 〔警察庁、法務省〕《施策番号77》	0	1,694,654	78、80	警察庁
78	・ 警察においては、部内通訳人の育成、部外通訳人の確保等を推進しているほか、取調べにおいては、対面での通訳を原則としつつ、必要に応じて、遠隔地から電話等により通訳を実施する取組を推進している。 〔警察庁〕《施策番号78》	0	702,343	80	警察庁
79	・ 国際対策室が設置されている刑事施設に国際専門官や民間通訳人を配置・契約して、希少言語も含めて翻訳・通訳業務を実施しているほか、その他の矯正施設においても必要時に国際対策室による翻訳、WEB会議システムによる通訳の共助等を実施しつつ、双方向通訳デバイスを積極的に活用することとしている。引き続き、収容状況に応じた通訳・翻訳体制の在り方について検討を進めていく。 ・ 更生保護官署においては、外国籍の保護観察対象者等のうち、日本語での意思疎通が困難である者に対し、外国語で記載された保護観察等に関する説明書を活用するほか、通訳者の協力を得るなどしているところ、引き続き、これらの取組の効果的かつ適正な実施を図る。 〔法務省〕《施策番号79》	0	439,751		法務省
エ 被仮放免者等の情報共有					
オ 外免切替の厳格な運用等					

内数等切り分け困難な関連予算がある場合は「*」としている。

総合的対応策施策番号	総合的対応策施策内容	R7補正予算【単位:千円】	R8当初予算【単位:千円】	本予算事業が関連する他の施策番号	左記の予算に係る省庁
(4) 秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備					
97	<ul style="list-style-type: none"> 在留外国人の5割以上が開発途上国出身者であることを踏まえ、開発途上国における労働政策を所掌する府省等に対する技術協力や送出国の法令調査その他の実態把握等を通じて、開発途上国の関係機関と日本側関係省庁、地方公共団体、関係団体等との連携強化、開発途上国の送出国側の監督能力向上及び就労希望者を含む各関係者の情報アクセス向上を図り、法令に基づく適切な受入れ手続を促進している。また、来日前や帰国後に外国人労働者が、送出国側から適切な支援を受けられるよう、送出国側の情報提供体制強化や人材育成・能力強化支援、帰国者のキャリア開発・起業に係る支援等を行っている。こうした技術協力との関係がある場合は、地方公共団体や関係団体等が日本国内において進める取組の側面支援を行っている。 [外務省、厚生労働省]《施策番号97》	238,129	360,307		厚生労働省
98	<ul style="list-style-type: none"> 生活オリエンテーション動画ショート版を作成し、本編動画へ誘導するほか、我が国のルールや文化のみならず、生活上必要な日本語学習等の情報を紹介し、効果的な周知・啓発を行う。 [法務省]《施策番号98》	99,825	0		法務省
99	<ul style="list-style-type: none"> 入国前及び在留外国人を対象として、ニーズや疑問を聞き取り、日本のルールや制度等を説明する双方向型の対話型オリエンテーションを国主導で実施する。 [法務省]《施策番号99》	9,900	0		法務省
101	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会のルール等の習熟の場の設置や、地域社会のルール等を学ぶ上で必要な日本語指導の実施に要する経費について、令和8年度から地方財政措置を講じる。 [総務省]《施策番号101》 (注 右記の予算額は外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた地域の受け皿づくりの取組についての調査研究事業)	30,000	0		総務省
102	<ul style="list-style-type: none"> 受入れ環境整備に取り組む地方公共団体への支援を一層充実させるため、アウトリーチ型のオリエンテーションの試行実施の実施状況等を踏まえつつ、地方公共団体からの意見・要望等を整理し、外国人受入れ環境整備交付金についての見直し等、一元的相談窓口の改善に向けた方策を検討するなど、国と地方公共団体が連携して課題に取り組む。 [法務省]《施策番号102》	144,401	0		法務省
(5) 在留許可手数料・査証手数料の見直し					
ア 在留許可手数料の見直し等					
イ 査証手数料の見直し					
107	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度中に、査証手数料の見直しを行うとともに、査証については厳格な審査を確保しつつ一層の効率化を推進するため、デジタル技術の活用も含め、査証関連業務の最適化と体制強化を図る。 [外務省]《施策番号107》	0	608,148		外務省
(6) 外国人の受入れの基本的な在り方の検討					
109	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的な調査・検討を受けて、省庁横断的に、更に具体的な調査・検討(外国人を受け入れることのメリット・デメリットも含む。)、将来推計等を行うとともに、体制の強化を検討する。 [内閣官房、法務省等関係省庁]《施策番号109》	49,995	0	108	法務省

内数等切り分け困難な関連予算がある場合は「*」としている。

総合的対応策施策番号	総合的対応策施策内容	R7補正予算 【単位:千円】	R8当初予算 【単位:千円】	本予算事業が関連する 他の施策番号	左記の予算 に係る省庁
2 外国人制度の適正化等について					
(1)マイナンバー等を活用した情報連携の更なる活用					
(2)税・社会保障・医療に係る制度の適正化					
ア 国民健康保険料の収納対策・保険適用の在り方等の検討					
113	・ 入国初年度の国民健康保険料(税)を前納させる仕組みを地方公共団体が導入できるよう、令和7年10月に参考例等の周知を行ったところであり、これを踏まえ、希望する地方公共団体において、令和8年度から随時前納の仕組みを導入する。 [厚生労働省]《施策番号113》	47,300	0		厚生労働省
115	・ いわゆる「なりすまし」に関しては、マイナンバーカードによる本人確認及び被保険者資格の即時の有効性確認が可能となり、令和6年12月から、マイナンバーカードを基本とする仕組みとなっている。また、窓口での本人確認の必要性が高いと考えられる場合は、外来患者に幅広く本人確認書類の提示を求める等の本人確認の方法を再周知した(令和7年8月)。 [厚生労働省]《施策番号115》	*	0		厚生労働省
116	・ 市町村において外国人の国民健康保険料(税)の収納状況を把握するためのシステム改修を令和8年度中に行う。出入国在留管理庁において、全ての在留資格について、令和9年6月から国民健康保険料(税)の納付情報を電子的に確認できるよう、公共サービスメッシュを活用した、マイナンバーによる情報連携を行い、上陸審査(再入国許可を受けている者に対する上陸審査を除く)及び在留審査や未納がある場合の納付勧奨に活用する仕組みを検討する。 [厚生労働省、法務省]《施策番号116》	220,000	0		厚生労働省
118	・ 諸外国における外国人への医療保険の適用の在り方や不正受給防止対策に関する調査を実施の上、中長期的な観点から、外国人の保険適用や高額な医療給付の在り方、イギリスのイミグレーション・ヘルス・サーチャージの導入等を踏まえた財源確保の在り方、更には受入れ機関の責任の在り方等を含めた必要な対策を検討する。 [厚生労働省、法務省]《施策番号118》	19,960	0		厚生労働省
イ 医療費不払への対応					
122	・ 医療費の不払がある訪日外国人に対する厳格な審査について、対象となる不払額を20万円以上から1万円以上に引き下げ、新たな医療費の不払いの発生を抑制する。また、対象を中長期在留者に拡大し、外国人患者の医療費不払情報を在留審査においても活用する。 [厚生労働省、法務省]《施策番号122》	38,587	54,893	119	厚生労働省
124	・ 訪日外国人が滞在中も安心して医療機関を受診でき、医療機関も安心して訪日外国人の診療ができるよう、JMIP認証医療機関等の拡大に向けた目標を定めた上での効果的な方策を検討する。 [厚生労働省]《施策番号124》	0	55,256		厚生労働省
ウ 出産育児一時金(海外療養費)への対応					
エ 感染症予防と健康診断					
128	・ 外国人についても、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく定期接種の接種率の向上を図っている。また、我が国に中長期滞在することとなる外国人に対し、我が国への入国前に自国において麻しん・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を多言語(17言語)で周知するほか、まずは、結核について、適切に入国前のスクリーニングを実施するなど、感染症対策の取組を進めている。入国前結核スクリーニングの対象国から日本に中長期滞在する目的で入国しようとする者に対して、結核非発症証明書の提出を求めている。 [厚生労働省、法務省、外務省]《施策番号128》	0	304,322		厚生労働省
オ 脱退一時金と社会保障協定					
131	・ 外国人が公的年金の脱退一時金を受給した場合、それまでの年金加入期間が被保険者でなかったものとされ、年金受給に必要な加入期間に含まれなくなる。このため、将来の年金受給に結びつけやすくする観点から、令和7年に法改正を行い、再入国許可を得て出国した者には当該許可の有効期間内は脱退一時金を支給しないことを定めたところである。さらに、在留外国人の滞在期間の長期化や社会保障協定の締結国の増加など、我が国の在留外国人を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会保障協定の締結を更に推進し、加入期間の通算を通じた外国人の年金受給権の確保を進めている。 [厚生労働省、外務省]《施策番号131》	0	247,785		厚生労働省
カ 生活保護制度の運用の適正化					
キ 租税条約の見直し					

内数等切り分け困難な関連予算がある場合は「*」としている。

総合的対応策施策番号	総合的対応策施策内容	R7補正予算【単位:千円】	R8当初予算【単位:千円】	本予算事業が関連する他の施策番号	左記の予算に係る省庁
(3)日本語教育の充実					
ア 来日前の日本語教育					
136	・ 日本国内での生活・就労に必要な日本語能力を、外国語能力判定の国際標準を踏まえつつ確認できるテストとして、独立行政法人国際交流基金において開発したCBT(Computer Based Testing)形式による「国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)」を、技能試験の実施状況や人材受入れのニーズ等を踏まえ実施している。 [外務省]《施策番号136》	*	*	137~140、142~146	外務省
イ 大人(労働者)に対する日本語教育					
147	・ 国内での就労を希望する外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とする研修(総研修時間100時間)及び修了者に対する就労・定着支援を実施している。 [厚生労働省]《施策番号147》	0	575,369	305、309	厚生労働省
150	・ 特定技能外国人として我が国での就労を希望する者の技能試験及び日本語試験の受験を促進するための周知・広報を推進している。 「日本語教育の参照枠」によって、各試験団体が実施する日本語試験について共通の指標による評価が可能となったことを踏まえ、必要に応じて、分野所管省庁において、新たな日本語試験の活用を検討するとともに、その際、出入国在留管理庁等においては、公表されている試験の実施に関する方針を踏まえ、関係省庁等と連携の上、試験水準の適正性(参照枠との対応関係を含む。)や不正受験防止策の確認など当該試験の適正性を確認する。 [法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省]《施策番号150》	0	*	15、16、19、316、319、322	経済産業省
		0	10,872		厚生労働省
151	・ 育成就労制度においては、育成就労外国人の効率的な技能修得や、外国人本人の権利保護、入国後の地域社会との共生といった観点を踏まえ、段階的に日本語能力を向上させることとしている。監理支援機関や育成就労実施者による日本語講習が円滑に行われ、育成就労外国人が効果的に日本語を習得できるようモデルカリキュラムの開発・普及促進を実施する。 [厚生労働省、法務省]《施策番号151》	18,625	0	152	厚生労働省
ウ 大人(生活者)に対する日本語教育					
153	・ オンラインで日本語を自主学習するための動画教材「つながるひろがるにほんごでの暮らし」を公開(20言語対応、「日本語教育の参照枠」A1~B1の日本語熟達度レベルの50の生活シーン、約200本)している。 [文部科学省]《施策番号153》	0	*	160、163	文部科学省
154	・ 日本語教育機関と日本語教師の質保証を行う「日本語教育機関認定制度」を創設した(令和6年4月~、令和7年12月現在、認定日本語教育機関は64機関、登録日本語教員は10,218名)。 [文部科学省]《施策番号154》	0	369,118	28、155、180、181	文部科学省
156	・ 放送大学において、外国人向けの基礎的な日本語講座のオンライン配信やアーカイブ放送を全国的に行い、日本語学習の機会を提供している。 [文部科学省]《施策番号156》	0	*		文部科学省
157	・ 関係省庁・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進していくための会議の開催や、日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)の運用等、日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図る。 [文部科学省]《施策番号157》	0	7,582		文部科学省
159	・ 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」により、地方公共団体による地域の日本語教育体制整備を支援している。 [文部科学省]《施策番号159》	0	615,170	162、163、164、166	文部科学省
161	・ 就労分野における外国人の目的や受入れ先のニーズ等を踏まえた出口志向の教育高度化に向けて、日本語教育機関と企業等とが連携した教育カリキュラムの編成・改善等に関する支援を実施し、教育カリキュラムの質向上に向けたプロセス・具体的方策・教育モデルを取りまとめ、広く日本語教育機関等に普及・展開する。 [文部科学省]《施策番号161》	232,000	0		文部科学省
エ 子供に対する日本語教育					
168	・ 公立学校において、平成29年度より施行された公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)の改正法の規定に基づき、令和8年度には日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、教員定数の改善を着実に実施している。また、各地域における関連部署・団体等による支援の状況等も踏まえつつ、指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うための多言語翻訳システムや遠隔教育といったICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援をしている。その際、母語の重要性に配慮するとともに、各地方公共団体におけるNPOや企業・大学等を含む幅広い主体との連携も促進している。 [文部科学省]《施策番号168》	0	1,396,113	172、178	文部科学省
170	・ 加えて、集住地域・散在地域それぞれにおける指導の在り方についての実践的な研究の成果を踏まえた、日本人児童生徒と外国人児童生徒が互いを尊重しながら共に学ぶ授業の実施、「散在地域における児童生徒の実態把握のネットワーク構築に向けた調査研究」の成果を踏まえた、散在地域での指導体制構築などのモデル的な取組を全国に普及する。 ・ 学校における受入れや日本語指導の基本的な事項を示した手引について、引き続き周知・活用を図るとともに、同手引の内容を踏まえて作成した教師・支援者向け研修動画や「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を活用し、学校における体系的な日本語指導に関する研修の充実を図っている。 [文部科学省]《施策番号170》	0	12,259	169、174、176	文部科学省
175	・ 日本語指導が必要な児童生徒に対し、円滑な指導が行われるよう、ICTや生成AIの活用も含めた効果的な指導内容・方法等について国として日本語指導のガイドラインを体系的に示す。 [文部科学省]《施策番号175》	22,010	0		文部科学省

内数等切り分け困難な関連予算がある場合は「*」としている。

総合的対応策施策番号	総合的対応策施策内容	R7補正予算【単位:千円】	R8当初予算【単位:千円】	本予算事業が関連する他の施策番号	左記の予算に係る省庁
オ 日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上					
181	<ul style="list-style-type: none"> 登録日本語教員等の継続的な指導力向上を図り、多様な日本語学習ニーズに対応できるようにするため、日本語教師としての役割・段階や、日本語学習者の属性等に沿った指導に関する研修の充実を図る。 今後大幅な増加が必要とされる、登録日本語教員など専門性を有する日本語教育人材の確保を図るため、日本語教師の養成を行う大学等を中心としたネットワークの構築により日本語教師養成・研修の地域的な拠点を整備するとともに、登録日本語教員の学校現場での活用などを見据えた教員免許と登録日本語教員の資格の両方の取得を目指す課程等、特色ある養成課程の展開を図る。 認定日本語教育機関についての多言語情報発信など、日本語教育情報を一元的に発信するポータルサイト「日本語教育機関認定法ポータル」について、令和7年度中を目途に登録日本語教員の情報発信機能を実装し、日本語教育人材のニーズ増加等を踏まえた登録日本語教員のマッチングを促進する。 [文部科学省]《施策番号181》	30,335	211,751		文部科学省
182	<ul style="list-style-type: none"> 増加する日本語教育ニーズに対応する登録日本語教員の確保の必要性を踏まえ、日本語教員試験のCBT(Computer Based Testing)化に向けた試行試験を実施し、受験機会の拡大等に向けた検討を進める。 [文部科学省]《施策番号182》	87,725	0		文部科学省
(4)福祉・教育・住居等制度の適正化					
ア 児童手当の適正化					
イ 就学援助制度の運用の見直し・適正化					
ウ 外国人留学生に対する支援に係る運用の適正化					
エ 外国人学校に対する支援に係る運用の適正化					
オ 公営住宅・UR賃貸住宅等への外国人の入居					
カ 土葬に関する整理・検討					
キ 外国法人等による予報業務に関する規制の強化					
(5)民泊・オーバーツーリズムへの対応					
ア 各種民泊の適切な運営確保					
205	<ul style="list-style-type: none"> 現在、住宅宿泊事業のみを対象としている「民泊制度運営システム」(観光庁)を拡充し、特区民泊や簡易宿所も対象に加えることによって、各種民泊を一元的に管理できるデータベースの整備を行う。 [国土交通省、厚生労働省、内閣府]《施策番号205》	*	742,900	206	国土交通省
イ オーバーツーリズム対策の強化等					
212	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度補正予算等により、各地における生活道路の渋滞対策や公共交通の混雑対策、マナー違反對策などを支援している。 [国土交通省]《施策番号212》	0	10,000,000		国土交通省
213	<ul style="list-style-type: none"> 中長期的視点に立つ抜本的な対策として、以下の取組を実施予定である。 ① 地域の実情に応じたきめ細かいオーバーツーリズム対策を集中的実施・抜本的強化する。 ② オーバーツーリズムの問題を根本的に解消するとともに、更なる観光客の受入れに向けてキャパシティを増強させるためには、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進が必要であることを踏まえ、インバウンドを全国各地に行き渡らせ、その経済効果を波及させるための魅力的な観光地域づくり、交通ネットワーク・宿泊施設等の機能を強化する。 [国土交通省]《施策番号213》	0	31,707,255	215	国土交通省、法務省、財務省
		0	74,908,786	215	国土交通省、文部科学省、環境省
		22,479,280	0	215	国土交通省

内数等切り分け困難な関連予算がある場合は「*」としている。

総合的対応策施策番号	総合的対応策施策内容	R7補正予算 【単位:千円】	R8当初予算 【単位:千円】	本予算事業が関連する 他の施策番号	左記の予算 に係る省庁
第2土地取得等のルールの内実を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組					
1 土地所有等情報の透明性向上					
216	・ 農地については、取得者が個人の場合はその国籍等を、法人の場合は設立準拠法国のほか当該法人の役員及び主たる株主の国籍等を許可申請書に記載することとされ、国籍等を把握する仕組みが整っている。国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく届出及び重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和3年法律第84号。以下「重要土地等調査法」という。)に基づく届出では、届出者の国籍等又は設立準拠法国を把握する仕組みが整っている。 〔内閣府、農林水産省、国土交通省〕《施策番号216》	0	*	237	農林水産省
217	・ 不動産の移転登記の申請時に登記名義人の国籍等を把握するため、法務省において省令改正の準備を実施中。必要なシステム改修を経て、令和8年度早期に施行予定。 〔法務省〕《施策番号217》	97,826	0		法務省
218	・ 森林の土地の取得者や、当該者が法人の場合はその代表者、主たる役員・株主について、その国籍等を届出において把握するとともに、各市町村が整備する林地台帳に記載するため、林野庁において告示改正及び省令改正の準備を実施中。国籍等の把握は令和8年4月、林地台帳への記載は令和9年4月に施行予定。 〔農林水産省〕《施策番号218》	0	*	226	農林水産省
219	・ 大規模な土地を取得したことにより国土利用計画法の届出をする者が法人の場合に、その代表者、主たる役員・株主の国籍等を把握するため、国土交通省において省令改正の準備を実施中。令和8年4月に施行予定。 〔国土交通省〕《施策番号219》	90,000	10,000	216	国土交通省
224	・ 上記の省令改正等(注 施策番号217~220)により、今後、新たに不動産を取得する者の国籍等の把握は可能となるが、既に所有されている不動産(いわゆるストック情報)の所有者の国籍等については、現行制度では把握できない。このため、ストック情報把握の代替措置として、不動産登記の登記名義人情報を活用し、日本人、日本法人を含む国外居住者による不動産の所有状況について、例えば人口の多い大都市単位などで簡易的に試算することを検討する。なお、国外居住者については、不動産登記申請時の住所確認書類から国籍が把握できる場合もあるため、各行政機関においては、所掌事務の範囲内において、実態把握のための参考データとして活用することも検討する。 〔内閣官房〕《施策番号224》	14,594	0		内閣府
2 土地所有等情報の公開性確保					
226	・ 令和9年度以降の提供を目指し、法務省が管理する不動産登記情報を基に行政機関等がオンラインでアクセスするための仕組み(不動産ベース・レジストリ)を検討中。 〔デジタル庁、法務省〕《施策番号226》	*	0	227	デジタル庁
3 マンションの取引実態の把握					
229	・ 今後も、同様の調査を実施する。現行の調査は、日本人を含む国外居住者の取得状況しか把握できていないが、不動産登記において国籍把握が可能となり、データ蓄積が進めば、国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態把握が可能となる。 〔国土交通省〕《施策番号229》	50,000	0	230	国土交通省
4 地下水採取に関する実態把握					
5 外国人の土地取得等のルールの内実を含む					
240	・ 安全保障上の問題については、放置すると取り返しのつかない事態が発生することも想定され得る。我が国の領域、国民の生命・身体・財産を守ることこそ安全保障の目的であり、経済取引の自由とバランスさせつつ、土地取得等のルールを設定することで、我が国の安全を確保する必要がある。その際、我が国で一定の土地取得等を事前に規制しなければ、安全保障上取り返しのつかない事態に陥る可能性を認識し、問題点を整理する必要がある。なお、安全保障上の問題については、物理的な危機のみならず、サイバー脅威、情報やデータの防護も含め土地取得等との関係で問題にならないか検討することが必要である。 また、一部エリアでの外国系企業による発電設備等の設置への懸念も示されている。このうち風力発電についてはその導入が拡大する見込みの中、防衛・風力発電調整法が制定され、防衛大臣が告示で指定する陸上区域において、風力発電設備を設置する者に、防衛大臣への届出を義務付けるとともに、自衛隊等の使用する電波の伝搬に障害を及ぼす場合、設置者と最大で2年間協議するという制度設計になっており、同法の運用状況も参考にしつつ、安全保障の観点からの土地取得等のルールの内実の検討が必要である。 ・ 以上を踏まえ、引き続き、安全保障の観点から立法事実を整理するとともに、我が国よりも踏み込んだ土地取得等のルールを導入している諸外国の例も参考に、外国人の土地取得等の新たな法的ルールの内実について、国際約束との関係の具体的な精査を含め、対象者(日本人・外国人を問わず対象とするか、外国人に限定するか等)、規制の内容(許可制、審査付事前届出制、立入検査等)、規制対象となる土地等、を検討し、令和8年夏までに骨格をとりまとめる。 〔内閣官房、内閣府、外務省、防衛省〕《施策番号240》	40,000	0	231、242	外務省

内数等切り分け困難な関連予算がある場合は「*」としている。

総合的対応策施策番号	総合的対応策施策内容	R7補正予算 【単位:千円】	R8当初予算 【単位:千円】	本予算事業が関連する 他の施策番号	左記の予算 に係る省庁
Ⅲ 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組					
1 日本語教育の充実(再掲)					
2 秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備(再掲)					
3 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化					
(1)外国人の目線に立った情報発信の強化					
243	<p>・ 出入国在留管理庁が実施している関係者ヒアリング及び各地方出入国在留管理局が開催している出入国在留管理行政懇談会等において、地方公共団体、企業及び外国人支援団体等の幅広い関係者並びに有識者から、外国人に関する共生施策の企画・立案に資する意見を聴取している。また、出入国在留管理庁ウェブサイトを設置している共生施策に係る意見を多言語で受け付ける「御意見箱」等を通じ、外国人個人からも意見を聴取している。</p> <p>これらの取組により得られた意見について、共生施策の企画・立案・実施に適切に反映させていくこと及び地方公共団体等への支援・連携強化や全国の共生施策に係る取組の情報共有等、外国人の受入れ環境整備に向け、人的体制の整備を図ることで、出入国在留管理庁の外国人材の受入れ環境整備に係る総合調整機能を強化し、着実に発揮していく。</p> <p>[法務省]《施策番号243》</p>	0	1,138		法務省
244	<p>・ 令和2年度より毎年在留外国人の置かれている状況及び在留外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握することを目的とした「在留外国人に対する基礎調査」を実施している。調査によって得られた結果について、関係省庁に共有し、共生施策の企画・立案・実施に反映させている。また、共生施策に係るその他の調査についても検討している。</p> <p>[法務省]《施策番号244》</p>	0	10,747		法務省
246	<p>・ 法律トラブルについては、日本司法支援センター(法テラス)における通訳業者を介した三者間通話により法制度や相談窓口等の情報提供を行う「多言語情報提供サービス」(10言語)について、より一層外国人利用者への適切な対応に努めるとともに、多国籍化に対応した多言語にわたる通訳人の確保等更なる利便性の向上を図っている。また、民事法律扶助を含めた法テラスの多言語での法的支援について、外国人支援機関等と連携を強化し、適切な実施と積極的な周知・広報を行っている。</p> <p>[法務省]《施策番号246》</p>	0	*		法務省
247	<p>・ 外国人の地域における共生が進むよう、令和元年度より安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報(在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等)を掲載した「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、電子版(やさしい日本語を含む20言語)を外国人生活支援ポータルサイトに掲載している。今後も関係省庁連携の下、必要に応じてその内容を拡充する。また、地域や企業におけるオリエンテーション等の場でのガイドブックの活用が進むよう周知等に努め、日本のルールや制度等に関する理解を促進している。</p> <p>なお、難民、補完的保護対象者及び第三国定住難民に対しても上記と同様の周知等を行っている。</p> <p>[法務省等関係省庁]《施策番号247》</p>	0	2,633		法務省
248	<p>・ 外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、SNS等の情報発信ツールやメール配信サービスを利用し、多言語、やさしい日本語化を含む各外国人が情報サービスの享受を確実に実感できる環境づくりを進めている。</p> <p>[全省庁]《施策番号248》</p>	0	7,181		法務省
		0	2,888		財務省
249	<p>・ 外国人が容易に我が国の警察に係る制度、活動等に関する情報を入手できるようにするため、外国語による掲載情報の拡充を図るなど、ウェブサイトに掲載するコンテンツの見直しを継続的に行い、情報発信を強化している。</p> <p>[警察庁]《施策番号249》</p>	0	900		警察庁
250	<p>・ 防災・気象情報に関する用語を15言語で作成した多言語辞書について民間事業者のアプリやウェブサイト等における活用を促すとともに、災害時情報提供アプリや気象庁ホームページについて、関係機関のホームページやポスター等を活用して、周知することにより防災・気象情報の多言語化を推進している。</p> <p>さらに、こうしたアプリ等については、多言語化を進めている出入国在留管理庁ホームページにも掲載し、日本語を解さない人でも理解できるよう、周知・普及促進を図っている。</p> <p>加えて、これまで作成した多言語ポスターやリーフレット等について、様々なチャンネルを活用した周知・普及促進を図っている。</p> <p>[内閣府、法務省、総務省、国土交通省]《施策番号250》</p>	0	46,548	70、243、247、248、338	法務省
251	<p>・ 地方公共団体等が設置する災害多言語センター等の拠点において、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」について、都道府県及び指定都市での養成に取り組んでいる。</p> <p>[総務省]《施策番号251》</p>	0	*	362	総務省
252	<p>・ 災害発生時の在京大使館等との連携強化を図るため、在京大使館等を対象とする防災施策説明会を平時から開催しており、令和7年度は10月30日に実施した。また、災害時における関係省庁の情報提供ウェブサイト等を自国民に対して周知するよう要請している。</p> <p>[外務省]《施策番号252》</p>	0	508		外務省

総合的対応策施策番号	総合的対応策施策内容	R7補正予算【単位:千円】	R8当初予算【単位:千円】	本予算事業が関連する他の施策番号	左記の予算に係る省庁
(2)外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化					
253	<p>・平成30年度より在留外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体(複数の地方公共団体が広域連携により実施する場合を含む。)が情報提供及び相談を行う一元的な窓口を整備・運営するための支援を実施している。</p> <p>また、地方公共団体及び関係行政機関が一元的な窓口における業務を円滑に実施することができるよう、地方公共団体職員等に対し、相談業務に関する研修等を行い、その知識の更なる涵養を図っている。さらに、地方出入国在留管理官署職員等を地方公共団体の要望を踏まえて派遣するなどし、出入国及び在留の手続に係る相談にも一元的に応じている。</p> <p>加えて、地方公共団体への支援・連携強化や全国の共生施策に係る取組の情報共有等、外国人の受入れ環境整備に向け、既存体制の見直しを含め、必要な人的体制の整備を図るとともに、地方公共団体の担当者をはじめ、一元的相談窓口の相談員同士の意見交換等の場を設けるなどすることにより、地方公共団体に対する支援活動、地域における情報収集等を充実・強化している。</p> <p>令和9年4月の育成就労制度の施行に向けて、外国人育成就労機構が支援・保護業務や相談援助業務を適切に行うための体制の整備に努めるとともに、育成就労外国人及び特定技能外国人からより広く認知されるための取組を進めている。</p> <p>[法務省、厚生労働省]《施策番号253》</p>	0	31,853		法務省
254	<p>・外国人の受入れ環境の整備に関する業務を担う機関の関係部門を集約させ、外国人の在留支援に関する拠点として令和2年に開所した外国人在留支援センター(FRESC)において、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修を行うなど、地方公共団体からの相談等に対応する機能を発揮し、国・地方公共団体間の連携を強化することにより、受入れ環境整備に関する地方公共団体への支援を推進している。また、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援を実施している。</p>	0	116,978	338	法務省
	<p>このほか、同センターにおいて、外国人からの相談対応のほか、入居機関をはじめとした関係機関が連携・協力し、外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー、講演会、説明会等を開催している。さらに、同センターでの取組によって得られた経験や有益と考えられる事例等を地方機関に情報提供するとともに、同取組を各地域に展開していくため、地方公共団体の共生施策の拠点等において在留支援に関わる国の地方支分部局が連携・協力して相談対応に当たる取組を行っている。加えて、地方出入国在留管理局と、地域における関係機関が連携・協力して、合同相談会等を実施している。併せて、同センターは、相互交流事業を行う独立行政法人国際交流基金や、独立行政法人国際観光振興機構と連携を図っている。</p> <p>[法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省]《施策番号254》</p>	0	10,020		厚生労働省
	<p>併せて、同センターは、相互交流事業を行う独立行政法人国際交流基金や、独立行政法人国際観光振興機構と連携を図っている。</p> <p>[法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省]《施策番号254》</p>	0	26,650		外務省
255	<p>・令和6年8月から「外国人支援コーディネーター養成研修」を実施し、生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることのできる人材の育成・認証を実施している。令和6年度においては、52名の外国人支援コーディネーターを認証し、令和7年度においては、約120名を対象に「外国人支援コーディネーター養成研修」を実施している。また、「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会」において専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等に関する検討結果を踏まえ、外国人支援コーディネーター間の意見交換会などを実施した。</p> <p>[法務省]《施策番号255》</p>	0	33,067	92	法務省
257	<p>・電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの周知、都道府県内の多様な関係者が連携し地域固有の事情を共有・解決するための対策協議会の設置等を通じて、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めている。</p> <p>[厚生労働省]《施策番号257》</p>	0	79,530		厚生労働省
258	<p>・地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関における医療通訳者や医療コーディネーターの配置、院内の多言語化に係る支援等を通じ、外国人患者受入れ環境の整備を進めている。</p> <p>[厚生労働省]《施策番号258》</p>	0	128,195		厚生労働省
262	<p>・在留外国人及び訪日外国人旅行者がどこに滞在していても消費者トラブルの相談が可能となる体制を構築するため、「地方消費者行政強化交付金」による支援を通じて、全国の消費生活センター等における消費生活相談について、地域の実情に応じて通訳の活用や多言語化ツールの充実等を図る。また、国民生活センターが設置した電話相談窓口「訪日観光客消費者ホットライン」の普及を図るとともに、8言語を別途に多言語対応の拡大を目指す。</p> <p>[消費者庁]《施策番号262》</p>	*	*	338	消費者庁
263	<p>・失業等による経済的困窮や言語・習慣等の違いによる地域社会からの孤立等に対する支援ニーズに対応するため、地域の実情に応じて、外国籍の方も含めた生活困窮者に対するきめ細かな相談支援を行っている。</p> <p>[厚生労働省]《施策番号263》</p>	*	*		厚生労働省
266	<p>・「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会」及び「外国人支援コーディネーター研修カリキュラム等策定会議」における検討結果に基づき、有識者等の意見を踏まえながら、引き続き「外国人支援コーディネーター養成研修」を実施するほか、認証された外国人支援コーディネーターを対象とした研修も実施することに加え、専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討する。</p> <p>[法務省]《施策番号266》</p>	52,490	0		法務省
267	<p>・一元的相談窓口における通訳の配置・多言語翻訳アプリの導入による多言語対応(11言語以上)等の相談体制の整備・拡充の取組を外国人受入れ環境整備交付金により財政的に支援するとともに、同相談窓口だけでは情報が届きにくい層にも生活に必要な制度やルールを周知するアウトリーチ型のオリエンテーションの取組を試行的に実施する。</p> <p>[法務省]《施策番号267》</p>	219,000	1,000,000	91、102、253、317、367	法務省
268	<p>・外国人在留支援センター(FRESC)型の相談窓口の地方展開など相談窓口等の体制整備を検討する。また、相談支援等の充実を図るため、国と地域における関係機関の効果的な連携・協力の在り方を検討する。</p> <p>[法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省]《施策番号268》</p>	14,408	0	103	法務省

内数等切り分け困難な関連予算がある場合は「*」としている。

総合的対応策施策番号	総合的対応策施策内容	R7補正予算【単位:千円】	R8当初予算【単位:千円】	本予算事業が関連する他の施策番号	左記の予算に係る省庁
(3)情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進					
269	<ul style="list-style-type: none"> 共生社会実現に向けてやさしい日本語の普及を図るため、令和2年に策定したやさしい日本語の書き言葉に焦点を当てた「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」や、令和4年に取りまとめた「話し言葉のポイント」を踏まえつつ、十分に日本語を活用できない外国人に対し、やさしい日本語によって必要な生活・行政情報等を迅速かつ的確に提供し、相談に対応できるよう、地方公共団体職員向けにやさしい日本語の研修を行っている。また、これまでに開発した研修用教材等も活用して、受入環境調整担当官が地域で講師となるための研修を実施することにより、関係省庁と連携して、やさしい日本語の認知度向上・普及を促進している。〔法務省、文部科学省〕《施策番号269》 	0	696		法務省
4 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援					
(1)「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等					
270	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の妊産婦が、日本において母子保健情報を円滑に入手し活用することで安心して出産・子育てができるように、令和元年度に母子保健の入口である妊娠の届出時に交付される母子健康手帳を多言語化したところ、引き続き、それを活用した効果的な支援方法等について、地方公共団体へ周知する。併せて、妊娠・出産・産後まで必要となる様々な支援についても外国人の妊産婦が安心して出産・子育てができるよう、相談や情報の入手等に関し必要な支援を行う。〔こども家庭庁〕《施策番号270》 	0	*	271	こども家庭庁
271	<ul style="list-style-type: none"> 外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市区町村が実施する「利用者支援事業」における多言語対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組について、引き続き推進する。また、保育施設における外国人乳幼児の円滑な受入れ支援に引き続き取り組む。〔こども家庭庁〕《施策番号271》 	0	*	270、273	こども家庭庁
272	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度より、国籍を問わず、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て中の親子の親子同士の交流の場の提供や子育てに関する相談・援助等を行う地域子育て支援拠点事業を実施する地方公共団体を支援しているところ、引き続き当該地方公共団体を支援する。〔こども家庭庁〕《施策番号272》 	0	*	271	こども家庭庁
273	<ul style="list-style-type: none"> 保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)や「保育政策の新たな方向性」(令和6年12月20日付事務連絡)等を踏まえ保育所等における外国籍の子供への配慮や保育所等から小学校への切れ目のない支援について、保育所等において、外国籍家庭等に対する適切な支援が行われるよう、取組の実態も踏まえつつ、事例集の周知等に引き続き取り組むとともに、保育所等への支援を進める。併せて、外国籍等の子供も含め、幼児期までの子供の育ちを切れ目なく支えていく観点から「はじめの100か月の育ちビジョン」の多言語化を行い、こども家庭庁ホームページ等で周知を行う。また、放課後児童クラブにおいて、「放課後児童対策パッケージ2026」(令和7年12月26日)を踏まえ、日本語能力が十分でない児童へ適切な支援がなされるよう引き続き取り組む。〔こども家庭庁〕《施策番号273》 	0	*		こども家庭庁
275	<ul style="list-style-type: none"> 外国人児童生徒の就学機会が適切に確保されるよう、多言語化にも対応した、地方公共団体における就学案内の徹底や就学ガイドブックの作成・配布等による就学促進のための取組の促進を図るとともに、必要に応じ、内容の更新を行っている。また、地方公共団体が講ずべき事項に関し、令和2年7月に文部科学省が定めた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を踏まえ、住民基本台帳等に基づく学齢簿の編製の際に、外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握することをはじめ、就学状況も含めた外国人児童生徒の就学実態の把握、学校への円滑な受入れ等を引き続き推進する。さらに、「外国人の子供の就学状況等調査」を継続して実施し、地方公共団体における取組の有無、就学状況に係る課題の整理、先進的な取組事例の収集・普及を行うことで、地方公共団体の関係部局や関係機関による一体的な取組を促進するとともに、必要に応じ、国内の各国大使館・総領事館にも情報提供を行っている。学齢簿の編製に関しては、デジタル・ガバメント実行計画に基づき、文部科学省において学齢簿システムの標準仕様書3.0版を令和6年3月に作成したところ、当該仕様書に外国人の子供の就学に関する事項を盛り込んでいる。令和7年度末までに地方公共団体における住民基本台帳システムとの連携を行うこととしており、外国人の子供の就学状況を一体的に管理・把握している。 また、就学案内や初期の適応指導に活用できる多言語・やさしい日本語の動画コンテンツ及び外国人幼児のための就園ガイドを周知するとともに、多言語による就学案内文書・動画コンテンツ等を掲載した情報検索サイト「かすたねっと」の機能強化・活用促進を図る等、就学促進の取組を支援している。加えて、地域の実情に応じて、外国人学校、NPO等の多様な主体が外国人の子供の学びの受け皿となっていることを踏まえ、これらが地方公共団体と連携し、就学状況の円滑な把握や就学促進につながるよう支援を実施している。〔文部科学省、法務省〕《施策番号275》 	0	95,213		文部科学省
277	<ul style="list-style-type: none"> 「対日直接投資促進プログラム2025」を踏まえ、高度外国人材にとって魅力的な教育環境整備を行う学校等において、全国の地方公共団体等へ横展開が可能な教育環境のモデルを創出している。〔文部科学省〕《施策番号277》 	0	70,843		文部科学省

内数等切り分け困難な関連予算がある場合は「*」としている。

総合的対応策施策番号	総合的対応策施策内容	R7補正予算 【単位:千円】	R8当初予算 【単位:千円】	本予算事業が関連する 他の施策番号	左記の予算 に係る省庁
(2)「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等					
281	<p>・ 外国人生徒等の進学状況、中退率、進路状況等に関する実態を踏まえ、中学校・高等学校において将来を見通した進路選択の機会が提供されるよう、教育委員会・学校と関係機関が連携し、日本語指導やキャリア教育の充実、生活相談の実施等の包括的な支援を進めることができるよう、外国人生徒を含めた高校中退者等に向けた学習支援等を行っている。</p> <p>さらに、令和5年度から導入された高等学校における日本語指導の「特別的教育課程」を編成・実施している事例について、周知・普及を図っている。</p> <p>また、日本の高等学校卒業後に就労を希望する外国人の日本社会への定着が円滑に行われるよう、引き続き在留資格の取扱いについて周知している。</p> <p>[文部科学省]《施策番号281》</p>	0	9,081		文部科学省
282	<p>・ 夜間中学は、義務教育を修了していない年齢経過者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障する中学校であり、令和7年(2025年)10月現在、全国26都府県・15指定都市に62校が設置されている。夜間中学は、生徒の約6割は外国籍の者が占めており(出典:令和6年度夜間中学等に関する実態調査)、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。</p> <p>このため、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)(教育機会確保法)や第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、新設準備に向けたニーズ調査等や設置後の円滑な運営に向けた補助などの支援等を通じてその促進を図っている。</p> <p>[文部科学省]《施策番号282》</p>	0	115,038		文部科学省
(3)「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等					
287	<p>・ 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)内に設置した「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」において、関係省庁連携の下、高度外国人材の採用・活躍のため、企業及び高度外国人材双方に向けた各種情報を発信している。また、高度外国人材に関心を持つ企業に対しては、令和元年度より高度外国人材の採用から入社後の活躍までの様々な段階をサポートする伴走型支援を実施するとともに、中堅・中小企業や支援機関向けに作成した教材等を活用した外国人材活躍のための企業風土の醸成に取り組む等、高度外国人材の就職後の活躍に関する支援を行っている。</p> <p>さらに、令和2年度以降、オンラインジョブフェアや日本の就労環境等を紹介するセミナー等のイベントの開催を通じ、日本企業への就職意欲を有する高度外国人材に対するPR・就職機会の提供を行っている。</p> <p>[経済産業省(法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省等関係省庁)]《施策番号287》</p>	0	*	254、302	経済産業省
289	<p>・ ハローワークの「外国人雇用サービスセンター」や「留学生コーナー」を地域の拠点として、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、地方企業、地方公共団体等関係機関と連携し、インターンシップの充実や留学生向け求人への掘り起こし、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会の開催等に取り組むことで、留学生と企業の更なるマッチングの推進を図っている。また、上記拠点において、地方公共団体が設置する一元的な窓口と必要な連携を図っている。</p> <p>[厚生労働省]《施策番号289》</p>	0	*	254、288、290、298、315	厚生労働省
294	<p>・ 専修学校において、外国人留学生の戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築している。</p> <p>[文部科学省]《施策番号294》</p>	0	290,188		文部科学省
295	<p>・ 大学等における就職率等の情報開示等の取組を集約し、効果的に発信するため日本学生支援機構の特設サイトにおいて、大学等の情報の掲載を進めている。また、就職支援の取組や就職状況に応じて教育機関に対する奨学金の優先配分を行っている。</p> <p>[文部科学省]《施策番号295》</p>	0	*		文部科学省
296	<p>・ 入学を志願する留学生向けの情報提供を促し、国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図っている。</p> <p>[文部科学省]《施策番号296》</p>	0	510,110		文部科学省
297	<p>・ 介護施設等が行う外国人介護人材の技能向上のための研修や、外国人介護人材を対象に行う研修の講師養成等を行っているほか、外国人留学生を含む介護福祉士養成施設に在学する学生に対し、資格取得後に一定期間介護業務に従事した場合に返済免除となる修学資金の貸付けを行う事業を推進している。</p> <p>加えて、介護福祉士国家資格の取得を目指す意欲ある外国人留学生の介護福祉士養成施設等の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することを目的として、学費や生活費などについて、奨学金の給付等の支援を行っている。</p> <p>[厚生労働省]《施策番号297》</p>	4,175,316	*		厚生労働省
298	<p>・ 外国人在留支援センター(FRESC)を拠点にインターンシップに係る説明会やセミナー等を通じ、企業における留学生や海外からのインターンシップの受入れ促進を図っている。</p> <p>[法務省、厚生労働省、経済産業省]《施策番号298》</p>	869,997	200,000		経済産業省
299	<p>・ 総合的対応策による取組を踏まえ、留学生の国内就職関連情報について在外公館を通じ情報発信を行っている。</p> <p>[外務省]《施策番号299》</p>	0	*	324	外務省
300	<p>・ キャリアコンサルタント向け講習等を通じ、留学生や企業実務(ダイバーシティ経営等)等に精通したキャリアコンサルタントの育成を行っている。</p> <p>[厚生労働省]《施策番号300》</p>	0	*		厚生労働省

内数等切り分け困難な関連予算がある場合は「*」としている。

総合的対応策施策番号	総合的対応策施策内容	R7補正予算【単位:千円】	R8当初予算【単位:千円】	本予算事業が関連する他の施策番号	左記の予算に係る省庁
301	・元留学生等の外国人社員を含め企業内におけるキャリアコンサルティングを積極的に実施することにより、外国人材の活躍や定着につなげる企業の事例を取りまとめ、周知を行っている。 〔厚生労働省〕《施策番号301》	0	*		厚生労働省
304	・通訳員の配置や14言語に対応した多言語コンタクトセンター、多言語音声翻訳機器、求人票の自動英訳、職員による外国人雇用事業所データベースの活用等により、外国人求職者に対する丁寧な相談対応を実施していく。 〔厚生労働省〕《施策番号304》	0	678,893	309、338	厚生労働省
307	・定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練を令和7年10月末時点で6県12コース実施するほか、都道府県等の実情に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターを令和7年度に3県5人配置している。また、令和7年度末を目途に好事例の収集及びその周知等を図り、日本語能力に配慮した職業訓練の実施を希望する地方公共団体を支援する。 〔厚生労働省〕《施策番号307》	0	128,424		厚生労働省
308	・人材開発支援助成金制度の周知・広報を図り、外国人を含む労働者の職業訓練等に取り組む事業主等を支援することにより、その労働者のキャリア形成を促進している。 〔厚生労働省〕《施策番号308》	0	*		厚生労働省
309	・事業主と外国人労働者の意思疎通を促進し、外国人労働者の職場定着のための事業主の取組を支援するため、以下の措置を講じている。 ・労働条件等に関する事業主と外国人労働者との間のトラブルの発生を予防し、日本人社員、外国人社員ともに働きやすい職場づくりを促進するため、「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」をはじめ、労働契約等で使用頻度の高い単語や例文をやさしい日本語及び外国語に翻訳した「雇用管理に役立つ多言語用語集」やモデル就業規則のやさしい日本語版について、事業主や外国人、ハローワークなどの関係機関に周知している。 ・外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で安心・納得して就労を継続し、その能力を発揮することができるよう、外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組に対する助成金の活用を図るため、周知等を行っている。 ・外国人就労・定着支援事業の知見を基に作成した「できることリスト」等を、外国人を雇用する企業等へ周知している。 ・多言語はもとより、事業主と外国人労働者双方が理解可能な言語としてのやさしい日本語による労働条件や支援策等に関する情報発信(ホームページ、SNS、パンフレット等)を強化している。 〔厚生労働省〕《施策番号309》	0	29,120		厚生労働省
310	・事業主における雇用管理改善の取組及び外国人労働者の職場定着の促進を図るために、外国人労働者を雇用する事業主等に対して、雇用管理全般に関する知識やノウハウなどを取得するための雇用労務責任者講習を実施している。 〔厚生労働省〕《施策番号310》	0	40,658		厚生労働省
311	・労働基準監督署において、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知等を行っている。また、ハローワークにおいて、事業主に対する外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発、外国人雇用管理セミナーの積極的な開催、在留カード等読取アプリケーション活用に係る周知・啓発等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援している。 さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図っている。 〔厚生労働省〕《施策番号311》	0	1,279,288		厚生労働省
312	・都道府県労働局や労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」、同相談コーナーに訪訪できない方への「外国人労働者向け相談ダイヤル」、労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」のそれぞれについて14言語(日本語を含む。)に対応しており、相談対応の確実な運営の実施を図っている。 〔厚生労働省〕《施策番号312》	0	490,459		厚生労働省
313	・都道府県労働局の雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、「多言語コンタクトセンター」(電話通訳)の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等の多言語化を図っている。 〔厚生労働省〕《施策番号313》	0	3,903		厚生労働省
316	・特定技能制度において、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止し、かつ、就労を希望する国内外の外国人の意向と中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい外国人の雇用を希望する企業のニーズをマッチングさせるため、各分野特有の状況等を考慮の上、以下の措置を講じている。 ・受入れに係る採用、生活環境整備、人材育成等の優良事例の紹介や、共同での企業PR活動、宿舍手配、研修等の事業者間の連携を促進するための情報提供(16分野) ・企業・在留外国人に対する地方におけるセミナーの開催(16分野) ・分野別協議会における引き抜き防止の申合せ等引き抜き防止に対する厳格な対応が行われるよう分野別協議会を通じた指導を実施(16分野) ・地方における技能評価試験の実施(16分野) 〔厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等関係省庁〕《施策番号316》	382,781	*	149、150、322	厚生労働省
		*	*	19、150、319、322	農林水産省
318	・発注者・受注者の取引関係の適正化や介護等公定価格でサービス対価が決まる分野における処遇改善等の賃金の引上げに関する取組を推進している。 〔厚生労働省、経済産業省、公正取引委員会〕《施策番号318》	763,234	2,955,274		経済産業省
		0	*		厚生労働省
320	・介護分野においては、経済連携協定(EPA)、技能実習、在留資格「介護」、特定技能等、様々な受入れ方法があることから、各制度の要件、関係性、キャリアパス等の周知に努めるほか、外国人介護人材の育成やキャリア支援についての実態を把握し、好事例の周知を図っている。 〔厚生労働省〕《施策番号320》	92,605	0		厚生労働省

内数等切り分け困難な関連予算がある場合は「*」としている。

総合的対応策施策番号	総合的対応策施策内容	R7補正予算【単位:千円】	R8当初予算【単位:千円】	本予算事業が関連する他の施策番号	左記の予算に係る省庁
321	・ 特定技能外国人等受入(予定)施設等が実施する、特定技能外国人等が介護現場で日本人職員や利用者と円滑にコミュニケーションを図るために必要な取組や介護福祉士資格を取得するために必要な学習支援に関する取組等について、必要な経費の助成を可能としている。 [厚生労働省]《施策番号321》	0	*	19	厚生労働省
322	・ 特定技能制度の円滑な運用のため、在外公館及び分野所管省庁と連携しつつ、人材受入れのニーズの高い国の言語による広報動画、パンフレットの作成又は制度説明会の実施等を行い、送出国の政府、関係機関又は本件制度利用希望者に対し、正確かつ効果的な周知・広報を行う。 [法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省]《施策番号322》	0	72,243	150、323、324	法務省
		0	14,875		外務省
		*	0	19、150、316	農林水産省
323	・ 技能実習及び特定技能の在留資格について、悪質な送出機関等の関与の排除等を目的とした二国間取決め(MOC)に基づき、送出国政府との定期協議や通報等を通じて、悪質な送出機関の排除を行っている。 特定技能においては、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めることとし、必要に応じ、MOCの内容の見直しを行うとともに、MOCの作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様のMOCの作成に向けた交渉を引き続き進めている。 また、令和9年4月に施行される育成就労制度については、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」において、「原則として、二国間取決めを作成した国から育成就労外国人を受け入れることとし、二国間取決めを通じて、送出国政府と協力し、不適正な送出機関の排除や外国人が送出機関に支払う費用の基準の遵守を徹底するほか、送出しに係る費用を含めた送出機関に係る情報の透明性の向上を図る」としており、悪質な送出機関を排除するための取組を強化し、その実効性を高めるため、これまでMOCを作成していない国も含めて、MOCの作成に努めている。 [法務省、厚生労働省、外務省、警察庁]《施策番号323》	0	5,561	150、324	法務省
		0	6,816		厚生労働省
		0	8,544		外務省
324	・ 国内の悪質な仲介事業者に関する情報共有のため、法務省、厚生労働省、警察、外務省及び外国人技能実習機構は、技能実習生及び特定技能外国人の受入れに係る国内の悪質な仲介事業者に関する情報を把握したときは、必要に応じ、その情報を相互に提供している。 ・ 国外の悪質な仲介事業者に関する情報共有のため、法務省、厚生労働省、警察、外務省、文部科学省及び外国人技能実習機構は、技能実習生、特定技能外国人及び留学生の受入れに係る国外の悪質な仲介事業者に関する情報を把握したときは、必要に応じ、その情報を相互に提供するとともに、当該国の政府にもその情報を提供し、当該仲介事業者に対する必要な処分の申入れ等を行っている。 ・ 国内外の悪質な仲介事業者を排除するため、法務省、厚生労働省及び外務省は、国内外の悪質な仲介事業者に関する情報を得たときは、当該情報を所管法令に基づく調査や査証審査、在留資格認定証明書の審査等に活用している。また、法務省及び厚生労働省において、技能実習生については関係する監理団体等、特定技能外国人については関係する登録支援機関等に対し、悪質な場合には法令に基づいて厳格に行政処分を行い、必要に応じ、捜査機関において犯罪捜査を行うなど適切に対処しており、これらの取組の状況等を白書等により定期的に公表している。 ・ 令和9年4月から運用開始となる育成就労制度においては、送出機関が満たすべき要件として、徴収する費用について、算出基準を定めて公表すること、受入れ機関等に対する社会通念上相当と認められる程度を超えた金銭等の供与等や監理支援機関が送出機関に支払った費用の不必要な払戻しを行うことを禁止することなどを新たに盛り込むなど、悪質な送出機関への対応を強化しており、このような取組を通じて悪質な仲介事業者の排除を進めていく。 [法務省、外務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省]《施策番号324》	0	2,163	327	法務省
325	・ 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組や外国人との共生社会の実現のための受入れ環境整備等に関して情報共有・意見交換をするため、国際会議を開催するなど、関係国等との情報交換の枠組みを構築し、連携強化を図っている。 [法務省]《施策番号325》	0	38,653		法務省
327	・ 技能実習制度については、依然として多くの問題事案が発生している状況にあることから、技能実習生の在留・就労状況及び実習実施者の現況等に関して、外国人技能実習機構、地方出入国在留管理局や労働基準監督機関等の情報連携を強化し、実習実施者に所属する技能実習生の現況の把握をより適時・確実に行うことで、これら行政機関による迅速かつ効果的な実地検査を実施する体制を構築している。また、外国人技能実習機構において問題事案に迅速に対応できるよう、援助業務と指導業務を一体的に行う体制を整備している。 [法務省、厚生労働省]《施策番号327》	0	7,143		法務省
331	・ 技能実習生の賃金等については、毎年、実習実施者から提出される実施状況報告書を集計し、外国人技能実習機構において公表している。また、外国人労働者の賃金等については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」において公表している。 今後も外国人労働者の賃金等に係る統計調査等を引き続き実施していく。 [厚生労働省、法務省]《施策番号331》	0	226,266		厚生労働省

総合的対応策施策番号	総合的対応策施策内容	R7補正予算【単位:千円】	R8当初予算【単位:千円】	本予算事業が関連する他の施策番号	左記の予算に係る省庁
332	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月給制の義務化や受入後講習等の建設分野独自の上乗せ措置を講ずることにより、外国人材の円滑かつ適正な受入れを図るとともに、(一般社団法人)建設技能人材機構(JAC)における無料日本語講座、母国語による安全衛生教育等を通じ、外国人材の育成に取り組んでいる。また、受入企業による地域貢献の取組等への表彰やJACによる日本人従業員向けの外国人共生講座等を通じて、秩序ある共生に取り組んでいる(建設分野)。 ・ 地域コミュニティとの連携のための先端的な取組を行う企業によるモデルケース事例の収集・情報発信を行い、これを参考に各企業が共生に向けた地域コミュニティとの連携を積極的に行う(造船・船用工業分野)。 ・ 外国人材の受入れに際し、必要事項や活用できる支援措置を取りまとめた「ガイドブック」(技能実習:平成30年8月策定、令和元年9月改訂、特定技能:令和7年5月策定)のほか、外国人を含む多様な人材が活躍できる環境の整備等に向けた取組項目や優良事例をまとめた「自動車整備士等働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン」(令和6年3月策定、同7年6月改訂)を策定し周知に取り組んでいる(自動車整備分野)。 ・ 空港業務を持続可能なものにしていくため、全国の空港関係者における多様な人材受入れに関する事項を含む取組事例をとりまとめ、他の空港関係者の参考となるよう横展開しており、直近では令和7年4月にとりまとめたものを展開している(航空分野)。 ・ 国土交通省及び業界団体による個別電話等の相談対応やホームページにおけるQ&A等の情報発信を実施している。また、「自動車運送業分野特定技能協議会」による情報共有、説明会やセミナー等における周知活動を実施している(自動車運送業分野)。 ・ 観光庁において、外国人材向けに、宿泊分野の特定技能に係る手続や必要書類等の基本的な情報をまとめた動画を作成し、令和7年5月に公開済み(宿泊分野)。 [国土交通省]《施策番号332》	*	*	15、16、19、150、316、319、322、335	国土交通省
334	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人労働者の労働災害を防止するためには、事業者は作業に応じた一般的な労働災害防止対策を講ずることに加え、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による労働安全衛生教育の実施等に取り組む必要があり、これらの取組を支援するため、厚生労働省においては、外国人労働者を雇用する事業者向けの業種別安全衛生管理マニュアルの作成、危険を視覚・直感的に理解するためのイラストによる安全表示及び言語別に作成した視聴覚教材等の周知を行う。 また、外国人労働者を雇用する事業者に対し、これらの支援内容を活用した安全衛生管理のポイントを解説するセミナー等を開催し、外国人労働者の労働災害防止を図る。 [厚生労働省]《施策番号334》	0	44,246		厚生労働省
335	<ul style="list-style-type: none"> ・ JACにおける無料日本語講座や日本人従業員向けの外国人共生講座等の更なる充実に取り組むほか、外国人材に対する日本の文化・マナーに関する教育の実施等に取り組む(建設分野)。 ・ 自動車整備分野における外国人材の受入れに伴う課題について、事業者と外国人双方を対象とした調査を実施する(自動車整備分野)。 ・ 雇用後のスキルアップのため、日本語教育・業務マニュアルの多言語対応化といった取組への支援を行うことを予定(航空分野)。 ・ 外国人の社会生活上のルールや地域の風習などへの理解促進に向けて、宿泊事業者で実施している優良事例等についてとりまとめ、令和9年3月末を目指し作成・公表する。また、令和2年3月に作成をした宿泊業における生活・業務マニュアルを、令和9年3月末を目指し更新する(宿泊分野)。 ・ 外国人向けの研修の機会等を捉え、日本語、社会生活上のルール等への理解促進に係る取組を進める。また、受入れ企業等による集団生活の上で注意すべき内容を日本語に加え、母国語を併記した「寮ガイド」の説明等の優良事例の奨励や水平展開等に協議会等を通じて秩序ある共生社会の実現に向けて取り組む(鉄道分野)。 ・ 協議会の枠組み等を活用し、自動車運送業分野における外国人材の日本社会での共生に資する優良事例等を周知共有する(自動車運送業分野)。 [国土交通省]《施策番号335》	*	*	15、16、19、150、316、319、322、336	国土交通省
(4)「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等					
337	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人が「高齢期」を迎えたときに年金を受給できるよう年金制度の周知を図るため、多言語によるパンフレットの配布、日本年金機構ホームページ及び出入国在留管理庁ホームページの外国人生活支援ポータルサイトへの掲載等、現在実施している外国人向け周知・広報を継続するとともに、更なる充実の検討を進めている。また、周知・広報の実効性をより高めるため、周知・広報の機会の拡大の検討を進めている。 [厚生労働省]《施策番号337》	0	1,917		厚生労働省

内数等切り分け困難な関連予算がある場合は「*」としている。

総合的対応策実施番号	総合的対応策実施内容	R7補正予算【単位:千円】	R8当初予算【単位:千円】	本予算事業が関連する他の施策番号	左記の予算に係る省庁
(5)ライフステージに共通する取組					
338	<p>・ 特に、医療、保健、防災対策等の外国人の生命・健康に関する分野や、子供の教育、保育その他の子育て支援サービス、労働関係法令、社会保険(医療保険、年金、介護保険、労働保険)、在留手続等の分野における情報提供・相談対応、民間賃貸住宅等の契約等については、地域ごとの国籍別の在留外国人の多寡等の状況を踏まえ、できる限り、母国語等による情報提供・相談対応等が可能となるよう、段階的な多言語対応の環境づくりを進める。 〔こども家庭庁、消費者庁、法務省、総務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等関係省庁〕《施策番号338》</p>	1,345,500	*		こども家庭庁
		0	44,265		厚生労働省
339	<p>・ 全国の医療機関や薬局に関する情報について、多言語やスマートフォンでの検索も可能とした検索サイトである「医療情報ネット(ナビイ)」を構築しており、適切な医療機関や薬局の選択のため、当該サイトにおける情報提供の充実を図っている。 〔厚生労働省〕《施策番号339》</p>	1,836,166	263,781		厚生労働省
340	<p>・ 在留外国人に対する外国人コミュニティや日本語学校等における交通安全教育、外国人を雇用する事業者等による外国人運転者の交通安全教育、観光客等の訪日外国人に対する多言語によるガイドブックやウェブサイト等を活用した日本の交通ルールの周知活動を推進している。 特に、特定技能制度等により国内で働く外国人運転者に対しては、雇用者や関係機関等による交通安全対策の充実を図っている。 また、外国人に対する交通安全教育に当たっては、自動車の左側通行、赤信号での右左折禁止、一時停止標識等、自国の交通ルール等との違いを踏まえ、日本の交通ルール等を理解・徹底させるとともに、訪日外国人をはじめとする外国人の交通ルールの遵守を図るため、レンタカー業界、シェアサイクル事業者、特定小型原動機付自転車のシェアリング事業者等と連携した多言語対応の広報啓発を推進している。 さらに、外国人の交通安全意識を醸成するため、地域の交通安全活動に、外国人コミュニティや居住する外国人の参加を促し、その取組を支援する活動の推進を図っている。 加えて、外国人向けの運転免許試験手続に関する警察庁ウェブサイトの多言語化を図るほか、運転免許センター等において日本の交通ルールに関する資料を配布するなど、広報啓発活動を充実させるとともに、偽造運転免許証を用いた日本の運転免許証の不正取得事案を防止するため、外国の運転免許制度に係る情報収集を強化している。 〔警察庁〕《施策番号340》</p>	0	29,837	81、82	警察庁
341	<p>・ 外国人からの110番通報に迅速・的確に対応できるよう、全都道府県警察において整備している三者通話システムの活用を推進するとともに、事件・事故等の現場における外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機能を有する装備資機材を活用している。また、外国語による対応が可能な職員の配置や語学研修等の教養の実施に引き続き努めるほか、遺失届・拾得物の受理時等の各種手続に係る外国語による対応を促進している。さらに、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、適切な通訳の確保を図っている。 〔警察庁、法務省〕《施策番号341》</p>	*	*		警察庁
		0	484,421		法務省
343	<p>・ 外国人が円滑に住宅を探し、住むことができるよう、不動産関係団体その他関係者と協力して、賃貸住宅においては、14言語で多言語対応している賃貸人や仲介事業者向けの実務対応マニュアルである「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」や、外国人向けの日本での部屋の探し方、契約時に必要な書類、入居手続等を内容とする「部屋探しのガイドブック」、賃貸住宅でトラブルになりやすい原状回復の考え方をまとめた「賃貸住宅を退去する時の原状回復のポイント」等について、ホームページでの公表や関係事業者への研修会、外国人の就労支援機関等を通じて、引き続き広く周知・普及を図っている。併せて、外国人の言語対応サポートを行っている家賃債務保証業者の一覧について、ホームページでの公表等を通じて、広く周知している。 また、不動産関係団体において作成した、特定技能制度や技能実習制度及びそれに基づいて入国する外国人材の入居受入れの実務に係る賃貸人向けのガイドブックについて、登録支援機関、不動産所有者等に対して引き続き周知・普及を図るとともに、賃貸人の懸念等に対応するため、外国人の入居受入れに関する無料相談を実施している。 このほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に基づき、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の情報提供や、当該住宅に入居する住宅確保要配慮者に対して行う地方公共団体と協調した家賃低廉化補助等及び、住宅確保要配慮者の入居支援等を行う居住支援法人や居住支援協議会に対する支援を実施している。 分譲マンションにおいては、マンションを購入した外国人区分所有者に対し日本におけるマンション管理のルール等を啓発する多言語パンフレットを制作し、周知・普及を図っている。 〔国土交通省〕《施策番号343》</p>	*	*	338	国土交通省

内数等切り分け困難な関連予算がある場合は「*」としている。

総合的対応策施策番号	総合的対応策施策内容	R7補正予算【単位:千円】	R8当初予算【単位:千円】	本予算事業が関連する他の施策番号	左記の予算に係る省庁
345	<p>・ 関係省庁と連携の上、受入れ企業等に対して、やさしい日本語を含む16言語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等(送金・口座振替・デビットカードの利用を含む。)の金融サービスの利便性向上及びマネー・ローンダリングや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施し、理解の醸成を図っている。</p> <p>また、金融機関に対しては、「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」も活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上に向けた取組を推進していくよう促している。</p> <p>さらに、外国人の在留期間を的確に把握して口座を適切に管理する等、内部規定やガイドライン等の整備を含め、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する取組が金融機関において行われるよう対応を促している。</p> <p>[金融庁]《施策番号345》</p>	0	1,417		金融庁
346	<p>・ 資金移動業者の口座への賃金支払について、適正な制度運用や、労働者、使用者、資金移動業者等への周知を実施する。特に外国人労働者に対しては、多言語の外国人向けリーフレットも活用しながら、理解の促進を図っている。</p> <p>[厚生労働省、金融庁]《施策番号346》</p>	0	22,962		厚生労働省
350	<p>・ 出入国在留管理庁において、①難民該当性に関する規範的要素の明確化、②難民調査官の能力向上及び③出身国情報の充実を3つの柱とし、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)等の協力も得ながら、難民等認定制度の運用の一層の適正化を図っている。①については令和5年3月に「難民該当性判断の手引」を策定し公表しているところ、手引の内容の正確性等について不断の検討を行う。また、②については難民調査官を対象とした研修を実施しているところ、その内容を含めて不断に見直しを行う。③についてはUNHCR等の関係機関と適切に連携しながら最新の出身国情報の収集・分析体制を更に充実させている。今後も①～③について継続して取り組んでいく。</p> <p>[法務省]《施策番号350》</p>	0	31,492		法務省
351	<p>・ 条約難民、補完的保護対象者及び第三国定住難民に対して、関係省庁が連携し、日本語教育や生活ガイダンスの受講等、我が国での自立に向けた支援を適切に実施している。</p> <p>[法務省等関係省庁]《施策番号351》</p>	0	1,266,866	105	法務省
		0	235,798	105	文部科学省

内数等切り分け困難な関連予算がある場合は「*」としている。

総合的対応策施策番号	総合的対応策施策内容	R7補正予算【単位:千円】	R8当初予算【単位:千円】	本予算事業が関連する他の施策番号	左記の予算に係る省庁
5 その他					
(1)秩序ある共生社会の実現に向けた、日本社会の意識醸成					
352	・ 令和6年から毎年1月に外国人との共生社会の実現に向けた啓発月間「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」を実施し、小中高生等を対象とする「出前講座」など、様々な啓発活動を実施している。また、各地の外国人在留支援に関する機関が実施するイベントにおいて、外国人在留支援センター(FRESC)に関する広報活動を行うほか、当該イベントについて、FRESCにおける周知・協力等を行うなど、地域における啓発活動を推進し、共生社会の実現に向けた意識を醸成している。 [法務省]《施策番号352》	0	38,533		法務省
353	・ 政府における外国人に関する共生施策についての理解を促進するため、令和5年度より毎年度、共生施策の実施状況を小冊子「HarmoniUP!」として取りまとめ、公表している。 [法務省]《施策番号353》	3,957	0		法務省
354	・ 法務省の人権擁護機関において、外国人を含む全ての人が互いの人権を大切に、支え合う共生社会の実現を図るため、各種人権啓発活動を実施している。 [法務省]《施策番号354》	0	*	356	法務省
355	・ 政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」(毎年6月)において、関係省庁が緊密な連携を図りつつ外国人労働者問題に関する啓発活動等を行っている。 [法務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁]《施策番号355》	0	1,458		法務省
(2)外国人に対する支援や在留管理のための情報収集及び関係機関間の連携					
358	・ 在留支援業務に従事する職員向け研修を充実することにより、専門性の高い職員を育成し、外国人の支援や受入れ環境整備を促進している。 [法務省]《施策番号358》	0	34,460		法務省
359	・ 在留外国人が安定的かつ円滑に在留するために必要な各種情報を外国人に対してきめ細かく伝達するため、関係省庁がそれぞれ把握しているNPO・NGO等の民間支援団体、キーパーソンやインフルエンサー等の情報を集約し、当該情報を関係省庁に共有している。また、令和4年度より民間支援団体等が外国人に対して行うアウトリーチ支援の取組を支援するための事業を実施し、当該実施状況の分析・検証を行うなど、情報発信等の充実・強化に向けた取組を推進している。 [法務省、外務省、厚生労働省、総務省等関係省庁]《施策番号359》	0	2,200		法務省
360	・ 外国人が適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、外国人居住の実情を踏まえつつ、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体等が運営する相談窓口が協力し、それぞれが運営する相談窓口の更なる連携を促進している。 [法務省、厚生労働省、総務省]《施策番号360》	0	*	248	総務省
361	・ 在留申請オンラインシステムについては、利用者アンケートの結果等を踏まえて添付データ容量の拡大や一時保存機能の実装など利便性向上に係るシステム開発を行い、令和8年1月に運用が開始されたところ、引き続き、オンラインによる在留手続について定期的に利用者アンケートを実施し、その結果等を参考にして、利便性の向上につながる改修を進めていく。また、在留申請オンラインシステムを利用したことがない方も対象とした広報を行い、幅広い層への利用促進を図る。 [法務省]《施策番号361》	79,804	*		法務省
(3)交付金の在り方の見直しを含む、支援策の拡充					
364	・ 令和元年度よりデジタル分野をはじめとした高度外国人材を含む外国人材の受入支援や共生支援などの優良事例の収集・分析を行い、地方公共団体向けセミナーを開催するなどして横展開を行っている。また、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく先導的な取組については、新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)の活用も含め支援している。 [内閣府、内閣官房]《施策番号364》	*	*		内閣府
		0	*		内閣官房
(4)外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等					
369	・ 外国人労働者の労働条件、キャリア形成等の雇用管理の実態の把握に加え、労働移動等の実態を適切に把握するための統計調査を実施している。 [厚生労働省]《施策番号369》	0	13,200		厚生労働省
合計	—	49,878,206	150,769,762	—	—